

那覇港湾合同庁舎 2 階改修工事
仕様書

令和 8 年度
第十一管区海上保安本部
経理補給部経理課

第一章 工事概要

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工事名 | 那覇港湾合同庁舎 2 階改修工事 |
| 2 | 工事目的 | 那覇港湾合同庁舎 2F の執務室改修（建築工事、電気設備工事）を目的とする。 |
| 3 | 工事期間 | 契約締結日から令和 8 年 8 月 14 日（金） |
| 4 | 工事場所 | 那覇港湾合同庁舎 |
| 5 | 工事内容 | 改修工事（建築、電気設備） |
| 6 | 官給品引渡場所 | 施設：那覇港湾合同庁舎 1 階 補給課倉庫 住所：沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号 |
| 7 | 管理事務所 | 第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 営繕係 沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号 Tel. 098-867-0118 内線 2226 |
| 8 | 工事担当部署 | 第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 営繕係 沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号 Tel. 098-867-0118 内線 2226 |

第二章 一般共通仕様

- | | |
|---------------|---|
| 1 適用事項 | <p>本工事は、この仕様書及び図面に記載した事項によるほか、次の規格等に準じて実施する。</p> <p>(1)「公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械工事)」(最新版)</p> <p>(2)「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版)</p> <p>(3)その他、各関係図書による。</p> |
| 2 設計図書 | <p>設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。</p> |
| 3 監督職員 | <p>監督職員とは、支出負担行為担当官(第十一管区海上保安本部長)が任命した職員をいう。</p> |
| 4 現場の納まり等の協議 | <p>現場の納まり、取合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。</p> |
| 5 撤去材及び発生材の処理 | <p>撤去材及び発生材のうち、返納する物は整理のうえ「撤去品等発生通知書」を提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。返納しない物については、監督職員の指示による。</p> <p>(1)撤去材及び発生材の保管及び廃棄は確実に行う。</p> <p>(2)廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。</p> <p>(3)返納する物については、指定する場所へ遅滞なく納める。</p> |
| 6 工事日報 | <p>工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した日報を監督職員に提出する。</p> <p>ただし、監督職員の指示する場合は提出を要しない。</p> |
| 7 疑義等の協議 | <p>設計図書に明記のない場合、工事内容に疑義を生じた場合及び現場の納まり又は取合いなどの関係で、設計図書によることが困難な場合は、監督職員と協議する。</p> |
| 8 諸届、打合せ | <p>(1)請負者は、工事に必要な諸届、申請を速やかに行う。</p> <p>(2)諸届、申請に伴うその他必要な経費は、請負者の負担とする。</p> |
| 9 臨機の処置 | <p>災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。</p> |

- 1 0 補償 当該工事において、第三者又は既設設備等に損害を与えた場合は請負業者によって適正な補償を行うこと。
- 1 1 施設の保全 (1) 工事中は、各種機器及び既存部分に支障を与えないよう十分な養生を行う。
(2) 工事中、完了後は、施設内外の清掃後片付けを行う。
- 1 2 材料 材料は、別途再利用するものを除き新品で、建築基準法、グリーン購入法及びその他関連法規に適合する材料等とし、監督職員の検査を受けて合格した者又は、承認を受けたものとする。
- 1 3 主任技術者 請負者は、工事に必要な高度な技術と経験を有する主任技術者を定め、届けること。
- 1 4 安全監理 (1) 労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法規に従って工事を行うこと。
(2) 工事現場は常に整理・整頓を行い、必要な安全対策を施すこと。
- 1 5 火気使用 (1) 工事において、火気を使用する必要がある場合は、工程表に明記し、監督職員の承認をえること。
(2) 火気の使用については、細心の注意を払うこと。
- 1 6 工程表 着工に先立ち実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できる。
- 1 7 完成図書 (1) 工事完成時の提出図書は次を標準とし、監督職員と調整する。
(ア) 工事工程写真及び完成写真
(イ) 完成図
(ウ) 工事に関する資料（各種保証書・証明書等）
(2) 工事工程写真及び完成写真の撮影並びに写真の整理方法等詳細は、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
(3) 完成図書は電子記録で整理し1部を提出すること。
- 1 8 その他 (1) 詳細は、第十一管区海上保安部入札・見積者心得書による。
(2) 請負金額は、検査職員による検査合格後に請負業者による請求書をもって支払う

第三章 特記仕様

- 1 共通事項
 - (1) 車両・資材置き場等は契約後、監督職員と協議すること。
 - (2) 現場事務所は設けない。
 - (3) アスベスト事前調査の資料は提供する。
 - (4) 騒音・振動・臭気が発生すると予想される場合は監督職員に報告しその指示に従うこと。

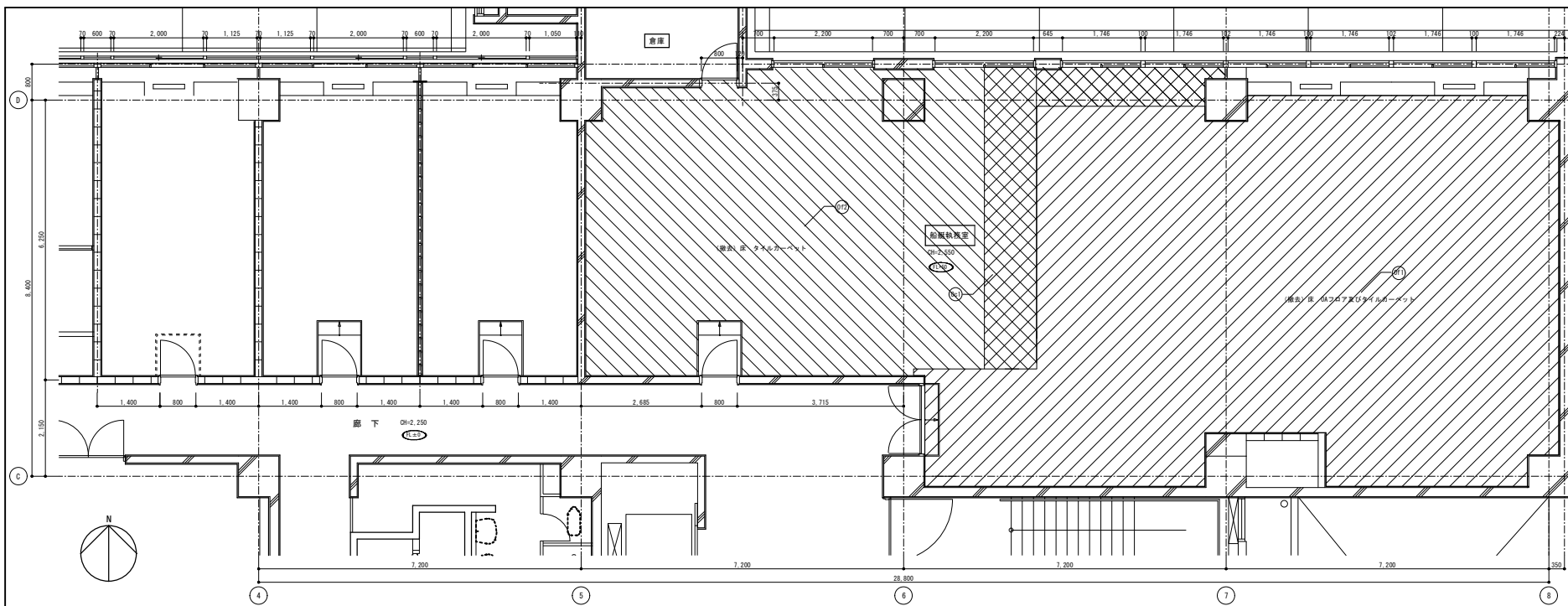
- 2 官給品
 - (1) 官給する物品の内訳は、別紙1「官給品等内訳書」による。
 - (2) 官給品の受領の際は、品名、数量、品質、規格等を確認の上、別紙2「官給品受領書」を監督職員に提出する。
 - (3) 請負者は、工事完成時に別紙3「官給品精算書」を監督職員に提出する。
 - (4) 官給品の取り扱いには十分注意し、官給品を損傷または亡失した場合は、契約書の規定に基づき、請負者の負担により代品を納め若しくは原状に復すること。

- 3 建築工事
 - (1) 間仕切り壁（LGS壁、遮音）を施工すること。
 - (2) 執務室のOAフロアを撤去、補修すること。
 - (3) 既設 OA フロアを下地調整し、支給するタイルカーペットを施工すること。
 - (4) 既設壁をEP塗装すること。
 - (5) 天井下地を一部撤去、改修すること。
 - (6) 詳細は2階改修平面図による。

- 4 電気工事
 - (1) 間仕切壁の設置に伴い執務室の既設コンセントの撤去、改修を行うこと。
 - (2) 天井一部に官給する照明器具を取り付けること。
 - (3) 執務室内で煙感知器を1個移設すること。移設に伴い、受信器の設定、消防検査等は付帯とする。
 - (4) 既設分電盤 2P20A200V ブレーカーを100Vに6個取替ること。
 - (5) 詳細は2階設備改修平面図による。

官 給 品 等 仕 訳 書

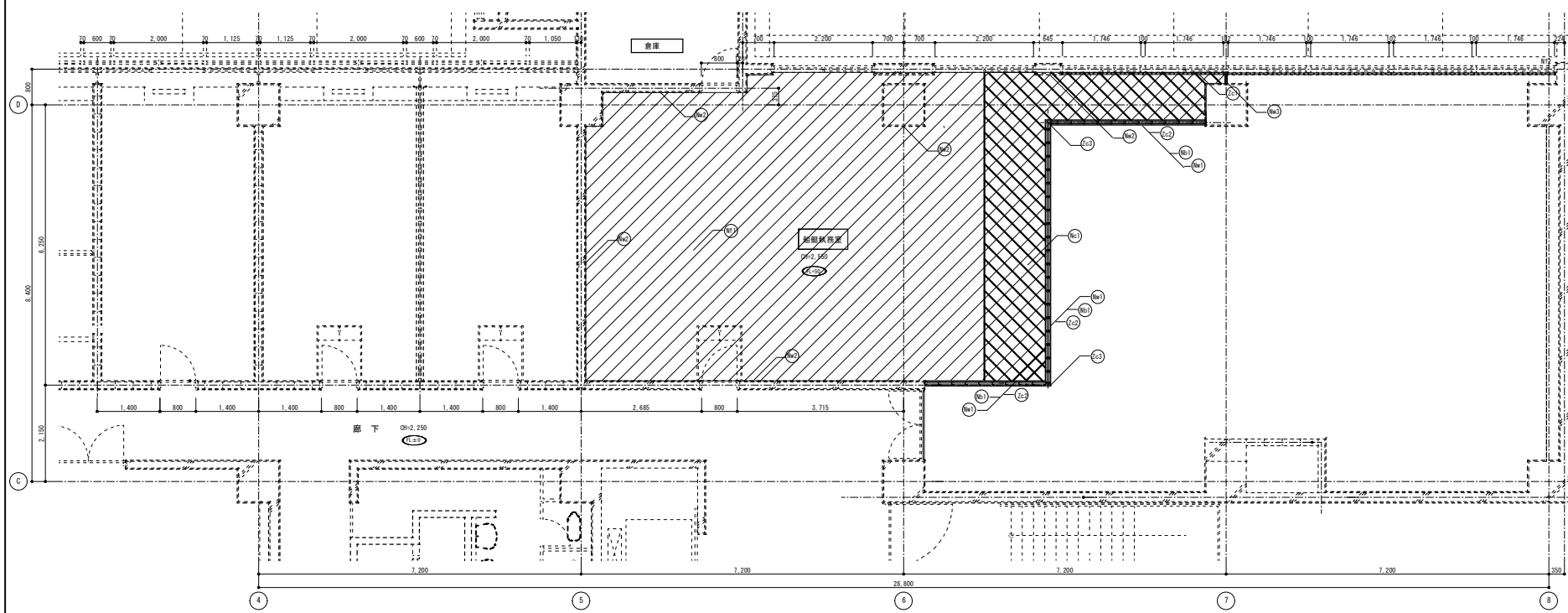
| 番号 | 品名又は名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 合価 | 物品番号 | 備考 |
|----|---------|---------------------|----|----|--------|--------|------|----|
| 1 | 一般工事材料品 | | 式 | 1 | | 37,500 | | |
| | ・ LED照明 | 関東電工 BL-XL-W300-Q32 | 台 | 3 | 12,500 | 37,500 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |



| 凡例 | |
|-----|--|
| ○F1 | 下地: OAフロア H=50 (撤去) タイルカーペット張り t=6.0 (撤去) |
| ○F2 | タイルカーペット張り t=6.0 (撤去) |
| 床 | |
| 天井 | ○c1 下地: 軽量鉄骨天井下地 (撤去) |
| 壁 | |

- : OAフロア、タイルカーペット撤去範囲を示す。
- : 天井軽鉄撤去、タイルカーペット撤去範囲を示す。
- : タイルカーペット撤去の残範囲を示す。

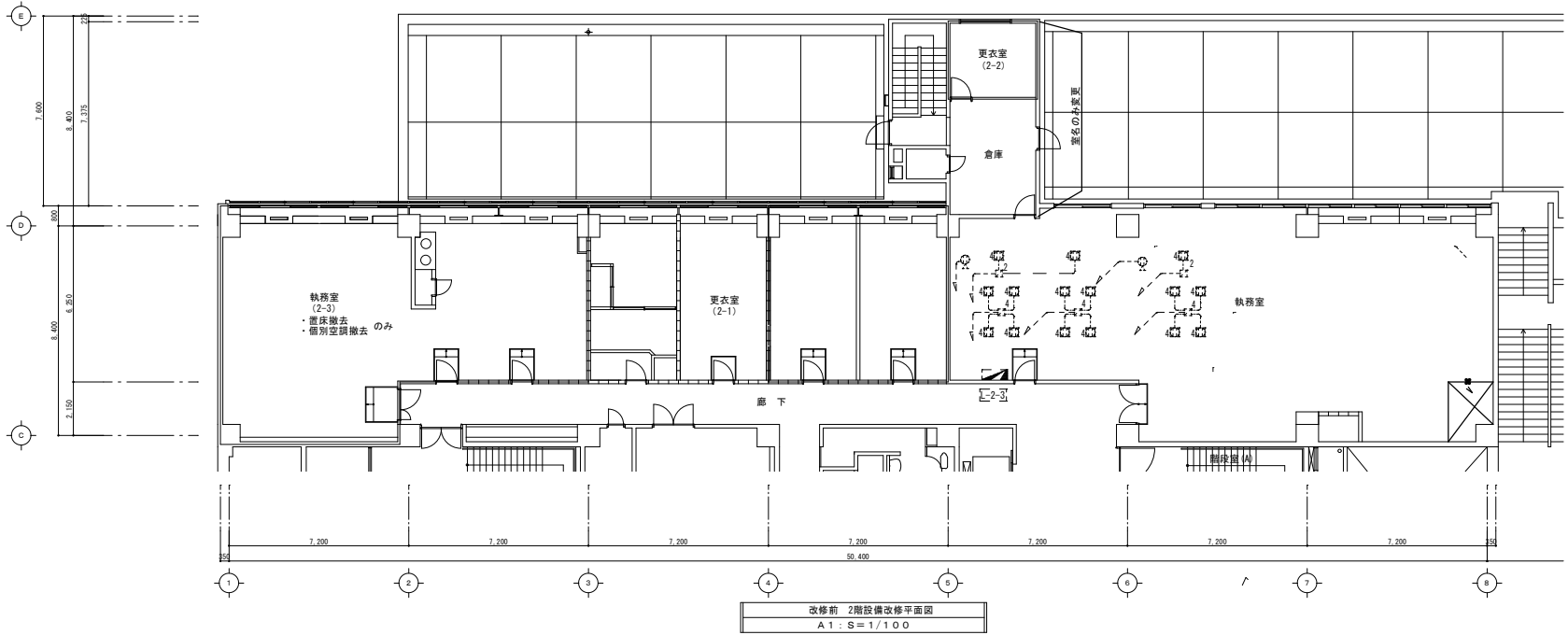
改修前 2階平面詳細図
A 1 : S = 1 / 5 0



| 凡例 | |
|-----|---|
| ○M1 | 下地: OAフロア H=50 (既設のまま) タイルカーペット張り t=6.0 (撤去後、支給品) |
| 床 | |
| 幅木 | ○M2 ビニル幅木 H=60 (新設計画) |
| 壁 | ○M3 下地: 軽量鉄骨壁下地 H=65 (新設) ○M4 石膏ボード張り t=12.5+12.5 EP (新設) ○M5 遮音壁 グラスウール t=50 スラフまで ○M6 下地調整 (階種) の上 EP (新設) ○M7 下地: 軽量鉄骨壁下地 H=50 (新設) ○M8 石膏ボード張り t=12.5+12.5 EP (新設) |
| 天井 | ○C1 下地: 軽量鉄骨天井下地 (新設) ○C2 ロックウール化粧音板張り t=9.0 (新設) ○C3 下地: 石膏ボード張り t=9.5 (新設) |
| 雑 | ○C4 グラインド補修 2階床カット ○C5 天井電灯取付け 片置 ○C6 コーナービート |

- : OAフロア改修範囲を示す。
- : 天井、OAフロア改修範囲を示す。
- : 既設部分を示す。

改修後 2階平面詳細図
A 1 : S = 1 / 5 0

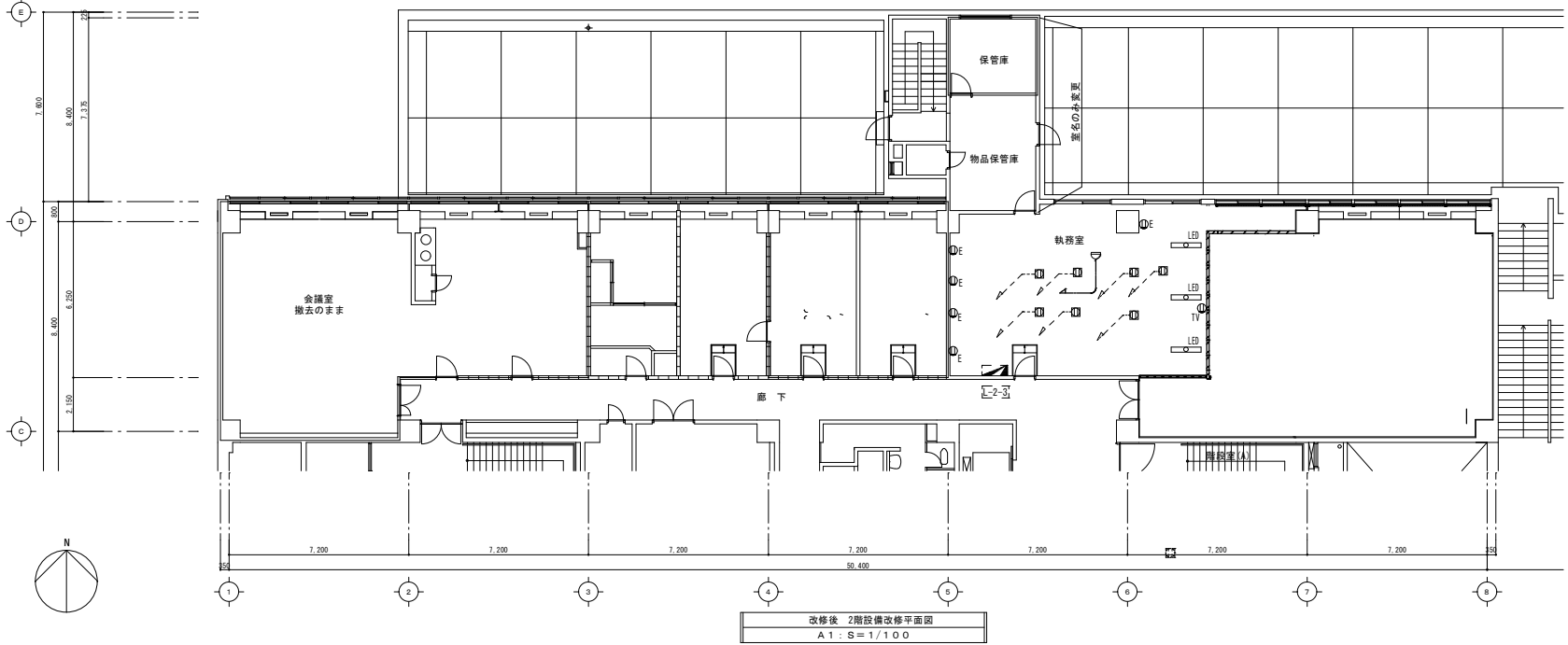


改修前 2階設備改修平面図
A1 : S = 1/100

撤去内容
間仕切り変更に伴い、コトワリ器具及び配線の撤去を行う

| 記号 | 名称 | 撤去 | 取外し | 備考 |
|----|---------------|----|-----|----|
| ① | コトワリ 2P15A×2 | 1 | | |
| ② | n-447 の採 7分線用 | 2 | | |
| ③ | n-447 の採 7分線用 | 3 | | |
| ④ | 0Aコソレ | 15 | | |

撤去配線
--- VF2.0-30(30分)



改修後 2階設備改修平面図
A1 : S = 1/100

改修内容
間仕切り変更に伴い、器具及び配線の改修を行う

| 記号 | 名称 | 新設 | 再取り付け | 備考 |
|------|------------------------------------|----|-------|-----|
| ①E | 壁付コソレ 2P15A×2 接地極付 | 5 | | |
| ②TV | 壁付コソレ 2P15A×2 接地極付 テレビユニット 3分配器 | 1 | | |
| ③ | 0Aコソレ 2P15A×4 抜止め接地極付 | 7 | | |
| ④LED | 埋込用LED照明 朝日電工 BL-LV-N300-032 | 3 | | 官給品 |
| ⑤ | 差動式漏 1型感知器2種 (移設) | 1 | | |

TV配線
--- SC --- EM-S-50-FB(30分)

配線
--- --- EM-EEF2.0-30(30分)

※コトワリ器具への立上げは保護モール (3号) とする。
※コソレは1箇所は発電機回路とする。
※L-2-3HBブレーカー-2P20A 200Vを100V用に6個取替えること。